

令和 3 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和3年第4回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年4月22日(木) 午後1時
1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室
1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 中 享 子 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員
1. 付議案件説明者
- | | |
|----------------------------|-------------|
| 副 教 育 長 | 尾 川 正 洋 君 |
| 子ども未来創造局長 | 岡 裕 美 君 |
| 子ども未来創造局
副 部 長 | 藪 本 正 博 君 |
| 子ども未来創造局
学 校 教 育 監 | 金 城 忠 君 |
| 子ども未来創造局
担 当 副 部 長 | 今 中 美 穂 君 |
| 子ども未来創造局
担 当 副 部 長 | 小 西 二 朗 君 |
| 教 育 政 策 室 長 | 乾 敬 一 朗 君 |
| 学 校 生 活 支 援 室 長 | 宇 根 彩 美 君 |
| 放課後子ども支援室長 | 多 々 摂 子 君 |
| 児 童 生 徒 指 導 室 長 | 高 取 貞 光 君 |
| 教 職 員 人 事 室 長
兼教育センター所長 | 葦 澤 宣 雄 君 |
| 学 校 教 育 室 長 | 三 島 新 平 君 |
| 子 育 て 支 援 室 長 | 松 澤 ひとみ 君 |
| 保 育 幼 稚 園 総 務 室 長 | 高 橋 弘 樹 君 |
| 中 央 図 書 館 長 | 大 迫 美 恵 子 君 |

1. 出席事務局職員

教育政策室 参事

門田美奈子 君

教育政策室

林由記 君

教育政策室

中村友美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育センター条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会請願等処理規則改正の件
- 日程第 8 箕面市適応指導教室設置要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市教科書センター設置要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市教育センター複写機の使用に関する要綱廃止の件
- 日程第 11 箕面市就学援助規則改正の件
- 日程第 12 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市放課後学習支援事業実施要綱制定の件
- 日程第 15 箕面市放課後活動支援事業実施要綱制定の件
- 日程第 16 箕面市放課後児童健全育成事業の届出等に係る事務に関する要綱制定の件（全部改正）
- 日程第 17 箕面市子どもの生活・学習支援事業に関する要綱制定の件
- 日程第 18 箕面市子育て世代包括支援センター事業実施要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市支援保育実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市幼稚園支援教育実施要綱改正の件
- 日程第 21 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 22 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 23 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 24 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 25 箕面市保育の利用に関する要綱改正の件
- 日程第 26 箕面市育児休業取得に伴う保育の利用継続取扱要綱改正の件
- 日程第 27 箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件
- 日程第 28 箕面市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則改正の件
- 日程第 29 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 30 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 31 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 32 生徒指導の件
- 日程追加第 1 生徒指導の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 3 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2「教育長報告」を行います。始めに、山元教育委員が議会の承認をいただき再任いただいています。またあわせて私から、代表教育委員並びに教育長職務代理者に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。次に教育委員会委員関係ですが、3月19日に第2回教育委員会臨時会を開催いたしました。この間みなさんにはいろいろと議論いただきましたが、熱中症予防の対応指針の最終策定ということで決定いただきました。多くの関係者、多くの市民団体からもご意見をいただいたうえで、かなり試行錯誤しながら作りしましたので、作った以上は今後しっかりと守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。3月31日の第4回総合教育会議では、箕面市教育大綱2021を作成しました。市長と教育委員会でいろいろと議論したうえで作成したもののなので、しっかりとその方向に向かって取り組んでいきたいと考えています。4月9日は令和3年度校園所長会を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策で少し今までと変えて参加者を精選し、進行についてもかなり簡素化しました。市長にも参加いただき、ご挨拶をいただきました。このメンバーでやっていきますので、今後ともよろしくお願いいたします。次に教育長関係ですが、令和3年第1回箕面市議会定例会は、3月25日と26日に一般質問があり、コロナ禍における学校の対応について、西部地域の整備について、の質問をいただいております。3月30日に、大阪府豊能地区教職員人事協議会の会議があり、以前にも一部報告させていただきましたが、大学の連携協定について桃山学院教育大学との連携を進めてはどうかということで、前回のこの協議会でも議論になりまして、進めていこうということで事務的に進めてきたものが最終的に調整できましたので、桃山学院教育大学との連携協定は、今の予定では6月に調印式を行うことになっています。うち1校短大ですが、これで14大学との連携協定を締結することとなります。4月6日の市町村教育委員会教育長会議ですが、府の教育委員や教育長も参加され、令和3年度大阪府の組織体制のご紹介と、大阪府の重点事項について説明がありました。4月9日に大阪府都市教育長協議会の令和3年度総会と4月定例会がありました。今年度のキックオフ会議ということで、

それぞれの役員や担当の割り振りを決め、大阪府から連絡事項等がありました。行事報告関係ですが、コロナの件については全体像をご報告させていただきたいので、その他の案件として事務局から報告させていただきます。行事報告としては卒業式、入学式がありました。コロナ禍での開催でしたので、細心の注意を払い行いました。卒業式につきましては昨年度もそうでしたが、密の回避ということで当初は保護者の出席については1名でお願いしていましたが、今回の卒業式については緊急事態宣言が解除され、大阪府のステージがイエローになり少し緩和されたことにより、大きな声を出さないことを前提に人と人が接触しない程度の間隔をとること、という指標となりましたので、学校ではその対応をしたうえで体育館の面積、あるいは参加する児童生徒、保護者の人数を考えて参加を判断することとし、保護者1名参加の学校、1名に限定しなくても良い学校がありました。入学式につきましては、感染状況が悪くなりレッドステージになりましたので、全ての椅子の間隔を前後左右最低1メートルは空けるという条件が加わり、保護者の出席の状況については、各学校で判断するというにしました。教育委員会委員を含め来賓のかたには出席をご遠慮いただき、私と副教育長が代表で出席させていただきました。その様子については、学校では短い時間の中でいろいろと工夫をしたうえで実施し、概ね良かったのではと思います。3月30日にテレビカンファレンスで臨時校長経営会議を実施しました。市内小学校におけるいじめ重大事態についての共有と、いじめの初動対応や保護者対応等について校長と共有しました。4月13日にもテレビカンファレンスで臨時校長経営会議を行い、感染状況が悪くなるなかで、新型コロナウイルス感染症が確認された場合にどう対応するかを改めて共有しました。昨日4月21日に熱中症予防対策研修会を開催しました。先ほども申し上げました熱中症予防の対応指針を作成するにあたり甚大なご協力をいただきました、大阪市立大学の岡崎教授に第1部ということでZoomによる研修を実施させていただきました。私も受講しまして、やはり専門家の観点から分かりやすく、時には専門的な立場で研修いただき、次回の後半が楽しみになりました。昨日の研修は全教員対象となっています。今後も、Zoomでいろいろなかたからの研修を行うこととなっていますので、われわれも含めまして学校等の現場もしっかり対応していきたいと思います。教育長報告は以上です。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第32、報告第55号及び日程追加第1、議案第34号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、報告第28号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」、日程第4、報告第29号「箕面市教育センター条例施行規則改正の件」及び、日程第5、報告第30号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、教育委員会事務局組織の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容といたしましては、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則において、子ども未来創造局の室の分掌事務及び政策調整室に係る規定を改正しております。次に、箕面市教育センター条例施行規則の改正について、教育センターの分掌事務に係る規定を改正するとともに、教育専門監の設置に係る規定を設けております。次に、箕面市教育委員会事務決裁規程の改正については、子育て支援課の決定関与に係る規定を削除する等の所要の措置を行ったものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第28号、報告第29号及び報告第30号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、報告第31号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、教育委員会事務局組織の見直し等に伴い、関係規程を整備する必要が生じたため、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。箕面市教育委員会公印規則について、第1条におきまして、保育所事務専用及び幼稚園事務専用の箕面市教育委員会教育長印を廃止するとともに、子ども子育て事務専用の箕面市教育委員会教育長印の公印管守者を保育幼稚園利用室長に改正し、第2条におきまして、萱野南図書館長印を廃止いたしております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第31号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、報告第32号「箕面市教育委員会請願等処理規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市教育委員会請願等処理規則を改正する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、委員会に対する請願に際して提出する文書に、署名がなされる場合は、押印を求めないこととするため、所要の改正をしたものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第32号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、報告第33号「箕面市適応指導教室設置要綱改正の件」、日程第9、報告第34号「箕面市教科書センター設置要綱改正の件」、及び日程第10、報告第35号「箕面市教育センター複写機の使用に関する要綱廃止の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審

議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育センター所長に求めます。

○子ども未来創造局教育センター所長： 本件は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直し及び箕面市教育センターの移転に伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容につきましては、箕面市適応指導教室設置要綱改正は、その所管室を箕面市教育センターから児童生徒指導室に改め、箕面市教科書センター設置要綱改正は、その所管室を箕面市教育センターから学校教育室に、設置場所を箕面市教育センターから箕面市役所に改めるものです。また、箕面市教育センター複写機の使用に関する要綱の廃止は、箕面市役所内に同様の市民向けコピーサービスがあることから廃止とするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第33号、報告第34号及び報告第35号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第36号「箕面市就学援助規則改正の件」、日程第12、報告第37号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」及び、日程第13、報告第38号「箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、就学援助制度及び支援教育就学奨励制度における給付費目の追加に伴い関係規定の一部を改正する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告

するものです。主な改正点は、令和3年度から箕面市立小中学校におきましてオンライン学習が本格化することに伴い、就学援助制度及び支援教育就学奨励制度においてオンライン学習に要する通信費の補助を加えるほか、罹災を理由とした申請期間の整理、申請書類における押印欄の廃止等、様式の整理をあわせて行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第36号、報告第37号及び報告第38号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第14、報告第39号「箕面市放課後学習支援事業実施要綱制定の件」、及び日程第15、報告第40号「箕面市放課後活動支援事業実施要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 箕面市放課後学習支援事業実施要綱制定の件につきましては、小学校の放課後に自由に参加して宿題や自習に取り組める、放課後学習室「すたさぼ」の運営を開始することに伴い、本要綱を制定する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。主な内容としましては、放課後に自由に参加して宿題や復習などの学習をする放課後学習室「すたさぼ」を開設することにより、児童の世帯の生活状況に関わらず学習機会を確保し、その将来が生まれ育った環境に左右されることなく健やかに育成される環境づくりを目的としています。「すたさぼ」には放課後学習支援員を配置し、利用する児童の学習支援や安全管理を行います。続いて箕面市放課後活動支援事業実施要綱制定の件につきましては、放課後において地域の団体、または個人と学校との協働により、児童に体験・交流等の機会を提供する放課後活動支援

事業の実施に伴い、本要綱を制定する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。主な内容としましては、平成25年度から新放課後モデル事業の一環として実施してきました、児童に多様な体験機会を提供する活動プログラムについて、モデル実施をしてきた2校で継続するとともに、地域性を生かした内容で順次ほかの小学校へ拡大するものです。主に平日の放課後に学校の運動場や余裕教室を活用し、地域の団体等による昔遊びなどの体験活動や地域との交流活動を実施していきます。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：報告第39号の学習支援事業につきましては、いくつかのトライアルを実施し検証したなかで生み出した事業で、参加する児童が増えて良かったなど言っていただき、結果も出るというのがわれわれの望みですので、しっかりと取り組んでいきたいです。また報告第40号の放課後活動支援事業につきましては、確かに要綱の制定は3月31日ですが実際には当初予算を要求する段階から長い時間をかけて地域の団体や学校現場等とさまざまな調整を行い、この事業をしようとしていることは地域も学校も認識しています。今の段階で何か動きはありますか。
- 子ども未来創造局放課後子ども支援室長：1校から、学校現場での活動プログラムの実施状況を具体的に知りたいという問合せがありました。
- 委員（稲田滋君）：放課後学習支援事業は今年度から全校ですということですね。放課後活動支援事業は、順次拡大していくとのことですが、どのようなスケジュールになっているのか教えてください。
- 子ども未来創造局放課後子ども支援室長：具体的に目標年度や全校という設定はしていませんが、今年度につきましてはまず2校程度でスタートできればと考えています。
- 委員（稲田滋君）：中小学校と豊川北小学校で新放課後モデル事業をしていましたが、それがこの事業となり全校で展開し、モデル事業はなくなるということなのでしょうか。
- 子ども未来創造局放課後子ども支援室長：その通りです。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第39号及び報告第40号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第16、議案第32号「箕面市放課後児童健全育成事業の届出等に係る事務に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局広域学校生活支援課長に求めます。
- 子ども未来創造局広域学校生活支援課長：本件は、児童福祉法の改正に伴い箕面市放課後児童健全育成事業届出実施要綱の全部を改正する必要が生じ、新たに箕面市放課後児童健全育成事業の届出等に係る事務に関する要綱として制定する旨をご提案するものです。本要綱は、国、都道府県及び市町村以外のものが実施する放課後児童健全育成事業の届出等に係る事務について、必要な届出や報告について定めたものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：どこか実施しそうな事業者はありますか。
- 子ども未来創造局広域学校生活支援課長：現在、箕面市内では、ご相談は承っていない状況です。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第32号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第17、報告第41号、「箕面市子どもの生活・学習支援事業に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局子育て支援室長：本件は、厳しい家庭環境で育つ小学生が社会の一員として自立し生活していくために必要な力を身につけられるよう支援する「子どもの生活・学習支援事業」を実施するため、本要綱を制定する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。主な内容としましては、事業の対象者、事業の内容、利用の届出等について定め、令和3年4月1日から施行するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第41号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第18、報告第42号、「箕面市子育て世代包括支援センター事業実施要綱改正の件」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直しに伴い、関係規定を整備するため、箕面市子育て世代包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容としましては、子育て支援課を子育て支援室に、幼児教育保育室を、保育幼稚園総務室、保育幼稚園利用室に改めるものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第42号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第19、報告第43号「箕面市支援保育実施要綱改正の件」及び、日程第20、報告第44号「箕面市幼稚園支援教育実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直しに伴い、関係規定を整備するため、箕面市支援保育実施要綱及び箕面市幼稚園支援教育実施要綱を改正する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時

に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。内容としましては、報告第43号、第44号ともに幼児教育保育室を保育幼稚園総務室に改めるものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第43号及び報告第44号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第21、報告第45号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」、日程第22、報告第46号「箕面市保育料に関する規則改正の件」、日程第23、報告第47号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、日程第24、報告第48号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」、日程第25、報告第49号「箕面市保育の利用に関する要綱改正の件」及び、日程第26、報告第50号「箕面市育児休業取得に伴う保育の利用継続取扱要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 令和3年4月の業務に用いる電算システムの更新に伴い、様式を整備するため、規則等を改正する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。主な改正の内容としましては、幼児教育保育の各種業務を行うための箕面市子ども・子育てシステムの更新に伴い、保育所入所手続き等の様式やその名称を変更するものです。制度内容に変更はなく、システムの仕様に基づいて様式の一部を変更するものです。なお、報告第49号につきましては、あわせて子ども未来創造局の組織機構の見直しについても改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第45号、報告第46号、報告第47号、報告第48号、報告第49号及び報告第50号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第27、議案第33号「箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局子育て支援室長：本件は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正に伴い、箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正するものです。その内容としましては、第5条第2項に規定する給付金の額について、准看護師の養成機関を修了する者が継続して看護師の養成機関を受講する場合には、支給期間を通算36カ月から48カ月に改正し、附則においてその対象者を令和3年4月1日に受講中の者、及び同日以降に受講した者について適用するものです。また、第6条第1項第1号では地方税法等の一部を改正する法律により、令和3年度以後の市町村民税について未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴い、未婚のひとり親に地方税法上の寡婦控除が適用されたときに当該市町村民税が課せられないこととなるものを削除するものです。最後に附則において要綱の施行を訓令の日からとし、令和3年4月1日から適用するものとしています。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第33号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第28、報告第51号「箕面市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。
- 子ども未来創造局中央図書館長：本件は、箕面船場阪大前駅周辺に整備する複合公共施設、各施設の設置条例の施行期日及び指定管理者の指定の開始期間を変更しました箕面市立文化ホール条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、関係規定を整備するため、箕面市立図書館管理運営規則の一部を改正する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。その内容としましては、箕

面市立船場図書館に関する規則改正の施行日を令和3年4月1日から5月1日に改正したものです。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 規則改正とは直接の関係はありませんが、5月1日に向けて順調に準備できていると聞いていいですね。今の時点で共有しておくことがあればお願いします。
- 子ども未来創造局中央図書館長： 準備は順調に進んでいます。
- 教育長（藤迫稔君）： 私が心配しすぎかもしれませんが、かなりいろんな人から私に図書館についての質問があるので、コロナの関係で図書館に人が押し寄せないかという心配もしています。キャパ自体は大きい施設なので、キャパが埋まるという心配はしていませんが、図書館という性質上ある程度密になりそうな場所があると思いますので、注意はしてほしいと指示はしています。予想が外れる方がいいのか、盛況でお客さんが多いくらいなのがいいのか微妙な気持ちです。いざとなった時に対応できるように慎重に対応したいと考えています。
- 子ども未来創造局中央図書館長： 最近でしたら東図書館リニューアル開館時の状況や、近隣の人口、萱野南図書館の利用状況等を踏まえて、来館者の予測をし、できるだけ混乱しないようにと考えていますが、一定、予測を超えるようなことになれば入場制限をせざるを得ない状況になるかもしれないと考えています。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第51号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第29、報告第52号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命の必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第52号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第30、報告第53号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第53号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第31、報告第54号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、去る令和3年3月11日に開催された令和3年第3回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、報告するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第54号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」についてお願いします。
- 子ども未来創造局学校教育監 : 新型コロナウイルス感染症対策の状況について、箕面市立小中学校の状況からご説明させていただきます。まずこの間箕面

市立小中学校で陽性者が出た関係で、休校した学校が3校あります。これらの学校についてはすでに保健所の調査等も終わり、現在は学校を再開し、現時点で休校している学校はありません。小中学校での児童生徒の感染者は増加傾向にあります。1月の第3波の状況と比べても増加していると考えられます。感染経路については、今のところ陽性になった児童生徒は家庭内での感染と思われるケースが多く、保護者やきょうだいも感染して子どもが感染しているケースが多いです。中には習い事等での感染ケースもありました。現時点では学校内で感染が拡大している状況はないと考えています。教育委員会としての対応状況について、この間大阪府の指針に従ってイエローステージ、レッドステージ1、4月14日からはレッドステージ2の状況で学校の教育活動を行っています。レッドステージ2では部活動が原則休止となっています。通常の授業については感染対策をしっかりと行ったうえで実施している状況です。この後、緊急事態宣言が発令される見込みですが、これまで府外に移動する校外学習は禁止されていたところが、宣言発令後は府内における校外学習も中止または延期となる見通しであると府教育庁から連絡を受けています。今後の対応として、現在オンライン授業の準備を進めています。現状でもコロナウイルスが不安で学校に来られていない児童生徒については個別にオンライン授業を実施しています。また、すでに休校した学校についてもオンライン授業は実施していますが、今後は必要に応じてすぐにオンライン授業が実施できるように、タブレット端末を一人1台持ち帰ることができる状況になれば、日頃から持ち帰って急な休校となってもすぐにオンライン授業ができるよう準備を進めているところです。

- 子ども未来創造局副部長：自由な遊び場開放事業につきまして、現在中止をしています。また、学校施設開放についても中止しています。
- 子ども未来創造局担当副部長：子育て担当からのご報告ですが、4月以降、市内の幼児教育保育施設の民間園2園が休園しています。小中学校と同様に施設内における感染は増加傾向にあります。保育所幼稚園に関しては、1年前に感染者が増加してきた時期には、国・府から例えば育児休業中や自宅での保育が可能なかたについて利用の自粛要請の通知がありましたが、現在そういった通知は来ていない状況ですので、引き続き感染防止対策を徹底しながら通常どおりの運営をしているところです。なお、在宅の子育て世帯を対象とした幼稚園、保育所での園庭開放については、現在中止をしています。今月12日に公立幼稚園の入園式がありましたが、在園児きょうだいを対象とした園庭開放については実施予定でしたが、現在のコロナの感染状況から中止としています。
- 子ども未来創造局担当副部長：コロナ禍における生涯学習担当所管の報告事項につきまして、まず4月13日に開催されました聖火リレーにつきまし

て、本来であれば午後5時過ぎにかやの広場をスタートしゴールの芦原公園まで3.2km、12名のランナーが聖火をつなぐ予定でしたが、4月8日に東京2020オリンピック聖火リレー大阪府実行委員会から、公道における聖火リレーはとりやめ、代替措置として万博記念公園内での聖火リレーの実施に変更となりました。当日は、参加を希望された12名のランナー全員が万博記念公園内を走行されました。次に、春の成人祭についてですが、この間、市ホームページ等でお知らせしておりますとおり、現時点では4月24日に新型コロナウイルス感染防止策を徹底したうえで開催を予定しています。なお、4月24日が緊急事態宣言期間に該当する場合は、成人祭を中止いたします。また、中止の場合は市ホームページでの動画配信を行います。今後、内容変更、中止等については、随時市ホームページや各種SNS等にてお知らせしていきます。次に、本市の生涯学習施設等、公共施設の開館状況等についてご報告いたします。4月7日の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、4月9日から5月5日まで全ての府有施設において21時までの開館時間短縮の取扱いになったことから、本市においても公共施設の開館時間を21時までとしています。なお、医療非常事態宣言が発令され、大阪府における不要不急の外出移動自粛が要請されたため、これまでと同様キャンセルされた案件につきましては、利用料金を徴収せず、徴収済みの場合は利用者に還付する対応としています。その後、本市人権文化施設において、利用者の新型コロナウイルス感染事案が発生したこともあり、改めて人権文化部、生涯学習担当所管施設を対象に感染拡大防止策の徹底を通知いたしました。その際、施設利用者に対し指定管理者等から特に業種別ガイドラインの遵守の徹底を図るよういたしました。具体的には施設利用者が利用の前後に業種別ガイドライン等に記載されている項目等について実践していただけるよう、チェックシートを用いて確認いただけるよういたしました。

- 教育長（藤迫稔君）： 緊急事態宣言が発出された時、今最新の情報として、生涯学習施設を閉めるべき、開けるべきといった情報は大阪府から出されていますか。
- 子ども未来創造局担当副部長： 大阪府の危機管理室等に問合せはしていますが、現時点では特に情報は入っていません。
- 教育長（藤迫稔君）： では、先ほど報告のあった船場図書館については、新たな方針がない限りは、緊急事態宣言が発出されても、式典は中止しますが、開館ということになるのですね。
- 子ども未来創造局担当副部長： 開館予定でございます。
- 教育長（藤迫稔君）： 学校関係については学校教育監から報告がありましたが、前回の緊急事態宣言中に適用されていたレッドステージ2が4月14日から再度適用になっていますが、今聞くところによりますと、緊急事態宣

言が発出されたからといってレッドステージ2から何か劇的に変化をもたらすようなことは今の時点では聞いていません。ただ気になっているのが、この間、報道で大阪市や東京都の取り組みは、大阪府から聞こえてくる情報ではないような、昨年の初期のような対応方針を出しているようです。実際は蓋を開けてみないと分からないので、われわれはアンテナを張って慎重に取り組んでいこうと考えています。昨日、市長、副市長同席で緊急事態宣言に伴う関係部長会議を行い、いくつかの確認事項のなかで、成人祭についても先ほど報告したとおり再確認したところです。教育委員に事前に話させていたいただいた時には、非常に心配する声をいただきましたし、開催にあたっては感染防止対策を徹底するようにご意見をいただきました。すでにわれわれはあらゆる限り想定できる感染防止対策をする予定ですが、式典後の個人の行動については重ねてお願いしていきたいと思います。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 令和2年度箕面子どもステップアップ調査報告が完成しましたので報告させていただきます。まず箕面学力調査の結果についてですが、小学校では2年生算数、5年生社会、5年生理科、6年生社会の4項目のみが全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっています。中学校では全ての教科が全国平均を上回る結果となっています。特に英語の正答率は全国平均と比べて大きく上回る結果となっています。次に学習状況・生活状況調査の結果につきましては、挨拶をすることが全国平均を下回る結果となっていたり、責任感が足りない傾向が見られています。一方いじめのサイン等につきましては、全国平均に比べると比較的良い結果が出ています。次に箕面体力調査の結果につきましては、小学校、中学校ともに全国平均を上回る種目数が、令和元年度と比較して大幅に増えています。なお、課題とされてきましたボール投げにつきましては、小学校1年生男子、女子で全国平均を上回る結果となっています。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： この調査報告は箕面市全体のことしか載っていませんが、各学校ごと、各クラスごとに見ていくとずいぶん違いが出てくると思います。大がかりな調査で事務局はいろんなデータを持っていると思いますので、そのデータを極力学校にフィードバックしていったら、学校がより能動的、自主的に改善するのを促していけるようにしていただきたいと思います。
- 委員（高野敦子委員）： 結果報告ありがとうございます。毎年見ている中で、どうしても良かった点、良くなかった点が出てきますが、課題が見つかったところに関しては、なぜそうなったのか、しっかり分析していくことになると思います。もちろん今回も細かく分析して次回あるいは今後の学習活動に生かしていただきたいと思いますが、同時に良かった点についても、良

かったから目標達成ではなく、逆になぜいい結果を生んだのかという分析は、教科を越えてうまくいっていない点に何かヒントになることがあるかもしれません。やはり良かった点というのは更に分析していけば、もっと力を伸ばしていける、今回でいえば中学校の英語について、箕面市では小学校1年生から英語を学習しているからこそその良い結果だとは思いますが、今ある力をもっと伸ばしていくためにはどうしたら良いか見えてくると思っていますので、全教科をとおして引き続き分析をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 先ほど稲田委員がおっしゃった意見についての説明ですが、これは箕面市全体の報告書なのでレーダーチャートの結果を見ても全てわりときれいな円になっています。ある学校のデータ、あるクラスのデータと対象が小さくなればなるほど、いびつな丸になります。各学校、各クラスの分析結果をもって各学校ではいろいろな対応をしていますし、われわれは他の資料も含めて個別に対応しています。全校結果になると平均的にきれいな丸になってしまいますので、報告書の位置づけとしては仕方ありませんが、個別結果については学校で把握し分析していますし、われわれから学校にも指示しています。もう1点、体力調査の結果が良かったということについての補足ですが、全国的には分かりませんが、例年春に実施している調査を昨年度はコロナの関係で12月くらいに実施しています。ということは、発達の状況でいうと特に1年生2年生の子どもたちは5月に調査するのと12月に調査するのでは違いますので、低学年の結果がより良くなっています。全国が箕面市と同じように12月くらいに調査したということなら、良い結果が出たということになりますが、他市が5月に調査して箕面市だけは12月に調査したということになりますと、あまり喜べるものではないと思っています。今年の調査結果がどうなるか少し心配ですが、しっかり取り組まなければならないと思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 結果を見ると例えば5年生の成績が良くないのではということですが、この学年が4年生の時の結果はどうだったのか、6年生、中学1年生になった時にどうなるのかというような変化を見て、何が原因であったのか等を追求して次年度の授業に活かしていくなど、経年変化もきちんと見て進めてほしいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 事務局ではずっとステップアップ調査をしてきて、膨大な資料を持っていると思うので、表に出せるかたちのものは出していただきたいと思っています。いろいろ報告を見せていただく中で、例えば高学年の教科担任制は成績が上がると思っていたのが、習熟度別のデータにより必ずしもそうはならない時もあることなどを初めて知ったとき、一度検

証しないといけないと思っただけでもあります。それは教科担任のせいではないのですが、先生にフィードバックしてあげれば教え方を見直すこともできますし、これはすごいデータだと思います。こればごく一部で、箕面市はとても膨大なデータを持っているので、もう一度蓄積していただき、できるだけ子どもたちや保護者に分かってもらえるようなかたちで返していけたら良いと思いました。

○教育長（藤迫稔君）： もう1点共有したいことがあります。大阪府の「すくすくテスト」についてですが、これは5年生でテストをするもので、箕面市がしているステップアップ調査の縮小版のようなものです。6年生の学力テストと大阪府独自のすくすくテストによって5年生、6年生の経過をみていこうと、今年度から始まっています。この間、府内の全市町村に参加を求められていますが、箕面市は1年生から中学3年生まで独自でステップアップ調査をしていますので、特に大阪府独自の調査をする必要はないため、府教委とのやりとりを経て最終的に箕面市のステップアップ調査にはない「教科横断型テスト」のみ受けるということにしています。他のテストは、市教委としては学校に委ねています。府教委からは「教科横断型テスト」も含めて市教委におりてくるので、学校が大阪府の中での位置づけを知りたければ他のテストにも参加すればよい、と自由な裁量をもたせて指示しています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、日程第32、報告第55号及び日程追加第1、議案第34号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴の方は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員の退席）

（報告第55号及び議案第34号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案3件、報告28件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これもちまして、令和3年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時29分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委 員（本人自署）